

千 公 互 第 7 1 号  
令和2年 2月26日

各所属長 様

一般財団法人  
千葉県公立学校教職員互助会理事長  
(公印省略)

長期会員慰労旅行助成に係る実施時期の変更について（通知）

日頃より互助会事業の運営につきまして、格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、長期会員慰労旅行助成事業については、例年5月上旬に各所属宛てに通知し、7月中旬に旅行券を配付しているところですが、令和2年度から下記のとおり実施時期を変更しますので、所属会員に周知の上、今後の事務処理について御配意願います。

記

1 実施時期について

- |                       |       |
|-----------------------|-------|
| (1) 各所属への通知（該当者名簿の送付） | 8月下旬  |
| (2) 互助会への名簿返送期日       | 9月中旬  |
| (3) 各所属への旅行券配付        | 11月中旬 |

2 変更理由について

近年の人事交流増加に伴い、年度当初に互助会資格に関する手続きが必要な会員が増えている。

については、手続き漏れや不備を解消するための会員データ整理期間を設けることで、より正確な対象者の抽出を行い、会員に不利益が生じないようにするため。

3 連絡事項

その他、制度面での変更はありません。

〒260-8629 千葉市中央区市場町1-1  
(一財)千葉県公立学校教職員互助会  
旅行助成担当 鶴岡  
TEL: 043-223-4119